

1 趣旨

宇部市は、現在、心豊かで活力ある市民生活の基盤となる文化芸術活動の一層の振興を図るため、「宇部市文化芸術振興条例（仮称）」の制定に向けて取り組んでいます。

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」と略します。）では、市長の依頼により、この条例に盛り込むべき内容について検討しておりますが、このたび、その骨子案をまとめました。

委員会では、この骨子案について、皆さんの意見を広く募集します。

2 応募資格

宇部市に居住、通勤又は通学している人

3 募集手続

（1）募集期間

平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 3 週間程度

（2）宇部市文化芸術振興条例（仮称）骨子案の閲覧方法

① 市役所本庁 1 階市政資料閲覧コーナー、小串庁舎文化振興課、楠総合支所市民生活課、各市民・ふれあいセンター（公民館を除く）の窓口

② 市ホームページ

(http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/kouhou/public_comment/index.html)

（3）提出方法

応募用紙は(2)①の閲覧場所に備え置くほか、市ホームページからもダウンロードできます。

郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

なお、住所及び氏名を明記してください。匿名や電話での応募は受け付けません。

（4）提出先

宇部市総合政策部文化振興課（委員会事務局）

・ 〒755-0048 宇部市下条一丁目1番9号 小串庁舎

・ ファックス 0836-37-5557

・ メールアドレス bunshin1@city.ube.yamaguchi.jp

4 結果の公表

お寄せいただいた意見及び当該意見に対する委員会の考え方や修正した内容は、後日公表します。なお、個々の意見に対して個別の回答は行いません。

（1）公表時期

平成 年 月 旬

（2）資料閲覧方法

3 の(2)に同じ。（公表期間は 1 か月）

5 その他

・ 提出書類は返却しません。

・ 提出用紙に記載された個人情報については、宇部市文化芸術振興条例（仮称）骨子案の策定のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。